

平成 20 年 2 月 25 日

企業会計基準委員会御中

株式会社リサ・パートナーズ
経営管理部 ヴァイス・プレジデント
公認会計士 栗元 秀樹

企業会計基準適用指針公開草案第 28 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」に対する意見の提出について

貴委員会から平成 20 年 1 月 24 日付けで公表された企業会計基準適用指針公開草案第 28 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」について、当職の意見を申し上げます。

1. 他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合について

(コメント)

第 16 項(4)において「ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等）…（以下略）」とあるが、この下線部の表現を「…売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を一以上の主要な事業セグメントの主たる事業目的として行う会社等」などのように改めることが、現実に即しており望ましい。

(理由)

表記の箇所は、従来、日本公認会計士協会監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」2 (6)において、「財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社等を支配している場合には…（以下略）」と言明されてきたところであるが、当該監査委員会報告の運用上、「ベンチャーキャピタルと呼ばれる企業のみが同項の対象である」と同項を矮小に解釈する例が散見された。

本適用指針（案）は、この点につき、企業の投資実態を反映して、より適切に実態を踏まえた会計処理が採用され、もって投資家の意思決定に資する有用な会計情報が開示されることを目的として設定されるものと思料するが、上記下線部の特に「専ら」という表現

は、専業で行っている会社等のみを指すかのように受け取られる危険性があると考え。

しかしながら、投資業務を行う会社等の実態としては、多くは投資業務専業ではなく、投資業務の周辺業務までも含む多様な事業を展開しており、投資業務は主たる事業セグメントの一部に過ぎないケースが多いと考えられる。

以上より、上記コメントにあるとおり、「専ら」という表現を用いず、主たる事業セグメントの一部として行っているケースまで含むよう表現を再検討すべきと思料する。

以 上